

定

款

ヤマウホールディングス株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ヤマウホールディングス株式会社と称し、英文ではYAMAU HOLDINGS CO., LTD.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配および管理すること、ならびに次の業務を営むことを目的とする。

1. コンクリート製品の製造・販売並びに施工
2. 土木建築用資材の販売
3. とび・一般土木工事・造園土木工事・石工事・舗装工事の施工並びに管理
4. 建築工事・鋼構造物工事・タイル・れんが・ブロック工事の施工並びに管理
5. 鉄筋加工および型枠の製造・販売並びに改造・修理
6. 測量並びに設計業務
7. 樹脂コンクリート製品の製造・販売並びに施工
8. コンクリート構造物の点検・調査・診断業務並びにそれに伴う補修・補強工事業務
9. コンクリート製品・構造物関連技術の研究・開発並びにノーハウの販売および管理
10. 水門・堰の製造・販売および橋梁等の鋼構造物工事・水道施工工事・管工事並びにそれに伴う補修・補強工事業務
11. 建築・土木工事設計コンサルタント業務
12. 各種の地質調査・土質調査・地下水調査並びにこれらに関連する業務
13. 道路および鉄道構造物の調査・設計並びに道路用伸縮装置および道路用分離帯の販売
14. 各種加工ゴム製品の販売
15. 道路・橋梁・陸橋等の建設に要する一切の資材の販売
16. 石油製品並びに油脂類の販売
17. コンピュータによる情報処理並びにソフトウェアの開発および販売
18. 電気通信工事および機械器具の販売並びに設置工事業務
19. 一般事務機器・事務用品および電気製品の販売並びに修理
20. マイクロ撮影受託およびマイクロ機器の販売並びに修理
21. 不動産の売買・賃貸借・仲介並びに管理
22. 各種製造機械装置・各種製造設備の販売並びに保守・管理
23. 太陽光・風力・地熱等の再生可能エネルギーの研究・開発・利用等による発電並びに電気・熱の供給に関する事業
24. ビルメンテナンス業並びにビルの管理業務に関するコンサルタント業務
25. 人材派遣業並びに人材紹介業
26. 損害保険代理業

27. 一般貨物自動車運送事業・貨物利用運送事業・貨物軽自動車運送事業並びに産業廃棄物収集運搬業

28. 農産物の生産および加工並びに販売

29. 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を福岡市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、25,224,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、法令の定めに従い、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。

(株式取扱規則)

第 10 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよびその手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株

主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に特段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。

③ 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

② 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

③ 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ取締役会長1名および取締役副社長を各若干名選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することが

できる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意した場合には、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第29条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(非業務執行取締役との責任限定契約)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第32条 当社は、監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第37条 当会社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第43条 当会社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第45条 当社の期末配当金および中間配当金は、その支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

② 未払いの期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。

(2023年3月2日改訂)